

## 南関町における企業誘致優遇措置の概要

2022年10月現在

優遇措置の種類	優遇措置の内容	適用基準	備考
1 町税の免除	固定資産税の 課税免除(3年間)	1. 課税免除 直接事業に供する特別償却設備の取得価格 500万円以上(資本金の額等が5,000万円超 1億円以下の場合1,000万円以上、資本金 の額等が1億円超の場合は2,000万円以上) 従業員増 6人以上 ※土地については、1年以内に建設に着手されたものに限る。	南関町工場等 設置奨励条例
2 産業振興奨励金	固定資産税額×50% ※土地代を除く (限度額:5,000万円)	1. 適用工場等の指定を受けた事業所であること。 2. 投下固定資産総額(固定資産税の基礎となる評価額) 新設 5億円以上(中小企業3億円) 増設 3億円以上(中小企業1億円) 3. 従業員増 新設 20人以上(中小企業10人) 増設 10人以上(中小企業 5人)	算出する際の 必要書類 「固定資産名寄 兼課税台帳」・ 「償却資産申告 書(償却資産課 税台帳)」
3 用地取得奨励金	用地取得価格×10% (限度額:5,000万円)	1. 適用工場等の指定を受けた事業所であること。 2. 投下固定資産総額(固定資産税の算定基礎となる評価額) 新設 5億円以上(中小企業3億円) 増設 3億円以上(中小企業1億円) 3. 従業員増 新設 20人以上(中小企業10人) 増設 10人以上(中小企業 5人) 4. 事業所を設置する目的で取得した用地であること。 5. 用地取得後、2年以内に事業所の建設に着手するものであること。	算出する際の 必要書類 「土地売買契約 書」
4 設備投資奨励金	延べ床面積 1㎡×5,000円  ※投下固定資産総額の 10%以内で限度額が1億 円、なお、産業振興奨励 金の額を差し引いた額	1. 適用工場等の指定を受けた事業所であること。 2. 投下固定資産総額(固定資産税の算定基礎となる評価額) 新設 5億円以上(中小企業3億円) 増設 3億円以上(中小企業1億円) 3. 従業員増 新設 20人以上(中小企業10人) 増設 10人以上(中小企業 5人)	算出する際の 必要書類 「固定資産名寄 兼課税台帳」
5 雇用促進奨励金	1人当り×30万円 (限度額:3,000万円)  ※事業開始前3ヶ月より町 内に住所を有し、かつ、引き 続き1年以上町内に住所を 有する者	1. 適用工場等の指定を受けた事業所であること。 2. 投下固定資産総額(固定資産税の算定の基礎となる評価額) 新設 5億円以上(中小企業3億円) 増設 3億円以上(中小企業1億円) 3. 従業員増 新設 20人以上(中小企業10人) 増設 10人以上(中小企業 5人)	算出する際の 必要書類 「従業員一覧」・ 「住民票」

※ 2~5は各企業1回のみ ※申請は工事着工前30日までに申請書を2部提出する